

「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2025年度）（案）」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	10	<p>以前、お問合せ窓口にて以下の内容で問い合わせを実施した結果、ご回答いただいています。</p> <p>【意見】 「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2024年度）2024年4月3日第2版発行」の「1.4.1.1 供給力の維持」では、「契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持してください。」と記載され「1.4.1.2 容量停止計画」では、「容量停止計画を提出する場合は、年間8,640コマ(180日相当)を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力が認められます。」と記載があります。 上記内容を踏まえて、アセスメント対象容量以上の出力が可能な作業は提出不要とも判断できますが、意見募集の結果に「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（変動電源（単独））編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答」のNo.4の意見に対する回答として、「実需給期間における容量停止計画は、アセスメント対象容量を下回る場合以外にも提出が必要となります。」「1.4.1.2 容量停止計画の提出」に対象となる容量停止計画を追記いたしますので、ご確認ください。」との記載があるため、「1.4.1.2 容量停止計画」に記載ある、「自然影響により電源等の出力が停止又は出力低下」以外も提出するように読み取れますが、アセスメント対象容量以上の出力低下まで提出する必要はあるのでしょうか？</p> <p>【回答】 ご指摘のとおり、実需給期間中の変動電源（単独）の場合、アセスメント対象容量以上の供給力が提供できる場合は、容量停止計画の提出は不要になります。 意見募集結果については、別途修正させていただきます。</p>	<p>アセスメント対象容量以上の供給力が提供できる場合は、容量停止計画の提出は不要です。ご指摘を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。</p>
2	19,33	<p>上限レコード数はヘッダ行含め100レコードと記載があるが、100レコードを登録した際に処理中そのまま登録できないことがあった。2025年度以降はこの現象は解消し、マニュアル上の記載の100レコードで登録することで良いか確認したい。</p>	<p>システムを改善しましたので、本業務マニュアルに記載の通り登録いただくことで問題ございません。</p>
3	79	<p>アセスメント結果仮確定に異議がある場合について。メールを受領した日から5営業日以内であれば異議申立可能とあるが、実際にメールを受信する時刻が設定されておらず、仮確定結果が容量市場システム時間外に通知されることはあるか。その場合は、事業者はアセスメント結果仮確定を確認することができないことから、1営業日が消費されているのも当然となるので、5営業日以内の猶予を延長していただきたい。</p>	<p>アセスメント結果仮確定の通知については、容量提供事業者の対応期間を短くしないよう、午前中に送付することとしております。また、アセスメント結果仮確定に関する異議申立については、いただいたご意見を踏まえ、異議申立期間を7営業日といたします。</p>
4	81	<p>表4-2 アセスメント結果仮確定に対する異議申立に係るメールの記載項目のうち「件名」について、対象年月分も記載することとしていただきたい。 (理由) 複数月分の異議申立てを同時期に実施しているため、メール検索、および貴機関とのやり取りをスムーズに行うため (修正案) (YYYYMM月分)【XXXX(事業者コード)】アセスメント結果仮確定に対する異議申立</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、業務マニュアルを更新いたします。</p>
5	全般	<p>各所「2024」の表記について、2025年度の場合は必要に応じて2025と読み替えればよいか</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>